別紙様式２

**公　欠　届（感染症）**

　　令和　　年　　月　　日

学部長（研究科長）　殿

所　　属

学籍番号

氏　　名

以下のとおり，出席できなかった授業科目について届け出ます。

記

１．罹患した病名：

２．罹患期間（欠席期間）：

令和　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

３．出席できなかった授業科目：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月日（曜日）・時限 | 授業科目名 | 担当教員名 | 科目区分（いずれかを〇で囲む） |
|  |  |  | 教養　・　専門 |
|  |  |  | 教養　・　専門 |
|  |  |  | 教養　・　専門 |
|  |  |  | 教養　・　専門 |
|  |  |  | 教養　・　専門 |
|  |  |  | 教養　・　専門 |
|  |  |  | 教養　・　専門 |
|  |  |  | 教養　・　専門 |

留意事項

１　本届に医療機関発行の診断書又は治癒証明書等の写し（インフルエンザの場合は，罹患したことが証明できる書類（医師の診断書，処方薬の説明書など），新型コロナウイルス感染症の場合は，感染したことが証明できる書類（診療明細書，検査キットの判定画像など））を添付し，所属学部等の教務担当又は学務担当窓口へ提出してください。

２　授業担当教員へ公欠扱いとなった授業の措置について確認してください。

３　本届及び添付書類に記載された個人情報については，公欠の手続業務及び学内関係者への報告に利用します。

４　試験等が受験できなかった場合は，併せて「追試験願」も提出してください。

（裏面）

＜参考＞

学校保健安全法施行規則（抜粋）

（感染症の種類）

第十八条　学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一　第一種　エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）

二　第二種　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

三　第三種　コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

２　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条　令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一　第一種の感染症にかかつた者については、治癒するまで。

二　第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかつた者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。

ロ　百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ　麻しんにあつては、解熱した後三日を経過するまで。

ニ　流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

ホ　風しんにあつては、発しんが消失するまで。

ヘ　水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。

ト　咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

チ　新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。

三　結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかつた者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四　第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかつている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五　第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六　第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。